

[適工第 17 号書式]

中間現場検査引受承諾書

- 1 一般財団法人岩手県建築住宅センター（以下「センター」という。）は、申請書及び添付図書に記載された建築物等の建設が住宅金融支援機構の定める基準に適合しているか現場検査し、適合している場合は中間現場検査に関する通知書を交付する。
- 2 センターは、前項の検査にあたり、当該申込みに係る建築物等の建設が住宅金融支援機構の定める基準への適合の判断が困難である場合は、申請者に対して説明又は追加の工事等を求めることができ、また、申請者はそれに応じる。
- 3 中間現場検査予定日は平成 年 月 日とする。
- 4 申請者は、センターに対してセンターが規定する手数料を現金又は、銀行振込みにより中間現場検査予定日の前日までに納入するものとする。
なお、銀行振込みの場合は、センターが発行する振込依頼書により納入するものとし、それに要する費用は申請者の負担とする。
ただし、センターがやむを得ない事由があると認めた場合は、別の収納方法によることができる。
- 5 適合証明業務手数料は 円とする。
- 6 対象住宅の規模 造 階建 戸 床面積の合計 m²
- 7 この契約書は 2 通作成し当事者記名押印の上、各自 1 通を所持し、一般財団法人岩手県建築住宅センター適合証明業務約款に基づき適合証明業務を履行する。

平成 年 月 日

申請者 住所
氏名 印

(センター) 盛岡市盛岡駅西通一丁目 7 番 1 号
一般財団法人岩手県建築住宅センター
理事長 印